

第1条（会員）

会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社を有限会社アプリリアジャパン（以下「アプリリアジャパン」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

- (1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（アプリリアジャパン及びアプリリアジャパンと特約している加盟店）において指定できる支払い方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・リボルビング払いです。
- (2) (1)の均等分割払いを指定した場合の支払回数・分割払い手数料の料率は下表に基づき、お支払いいただく分割支払額合計は利用代金に分割払い手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。但し、なお書以降において会社が認めた場合は分割支払額単位を1円とします。

支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
分割払手数料の料率（実質年率）（％）	10.23	11.32	11.63	12.25	12.40	12.52	12.59	12.61	12.63
利用代金100円あたりの分割払手数料の額（円）	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68

（例）現金価格 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

分割払手数料額 $100,000円 \times (5.7円 / 100円) = 5,700円$

分割支払額合計 $100,000円 + 5,700円 = 105,700円$

第4条（規約の適用等）

会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。なお、本特約の変更は、その変更内容を通知、または新特約を送付した後に会員がカードを使用した場合、変更事項、または新特約が承認されたものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社 〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号